

## 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成19年3月7日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
（仮称）甲賀水口複合商業施設  
甲賀市水口町北脇字岡本1772ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
ユーエフジェイセントラルリース株式会社 愛知県名古屋市中区栄一丁目24番15号  
代表取締役 田中一好  
株式会社オート・ハンズ 甲賀市水口町中邸5番58号  
代表取締役 藤井 鐘徳
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
株式会社オート・ハンズ 甲賀市水口町中邸5番58号  
代表取締役 藤井 鐘徳  
株式会社スピード 大阪府枚方市津田山手一丁目43-20  
代表取締役 中村明  
株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1  
代表取締役 大村禎史  
株式会社雑貨屋ブルドッグ 静岡県浜松市平口5228番地  
代表取締役 久留米唯人  
ほか未定テナント1件
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年10月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,563平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 232台
- 7 駐輪場の収容台数 134台
- 8 荷さばき施設の面積 490平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 56.9立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
(1) 開店時刻 午前10時  
(2) 閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 14 届出年月日 平成19年2月19日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間  
(1) 縦覧場所  
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1  
財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75

甲賀市産業経済部商工観光課 甲賀市水口町水口6053番地

(2) 縦覧期間 平成19年3月7日から平成19年7月7日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成19年7月7日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1